



### 南部町の遊休農地は

近年、農業就業者の減少や高齢化などにより、遊休農地が増加しています。遊休農地は、農地としての機能を損なうだけでなく、ゴミの不法投棄や病害虫の発生など、周辺に様々な問題を引き起こします。

南部町では、平成21年度調査によれば、13.7ha(山林化した農地を除く)の遊休農地が確認されていますが、みなさんのご努力により、他の市町村と比較すれば、少ない発生状況となっています。

### 農業委員会からのお知らせ

## 遊休農地をなくし 農地を守りましょう

田植えから収穫までの時期の草刈りをお願いします

どうしても作付のできない農地について、特に田植えから、稲刈りまでの期間の草刈りをお願いいたします。

草刈り機(自走式)の貸し出しも行っています

産業課には自走式のハンマーナイフモアの草刈り機があり、随時貸し出しを行っています。傾斜地の畦畔は対応できませんが、草丈のあるアワダチ草などのはえた農地の草刈りには便利です。是非活用してください。借料は無料で、油代等の負担ですみます。

連絡先 64-3783

農地の利用権設定をはじめられませんか

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定」により、農地としての活用を勧めています。この制度は、法律に基づいて農地の賃貸借等を結ぶもので、行政の相談や支援が受けられなくても安心です。この制度の特徴は、①貸した農地は、契約期間が終了すれば離作料を支払うことなく必ず返されます。②借りた農地は、契約期間内は耕作することができません。③賃借料等の設定等は話し合いによって定めます。

農地に農機具庫を建てたりする場合も必ず農業委員会に事前にご相談ください。届出や転用許可が必要です。

南部町農業委員会事務局(天萬庁舎) TEL 64-3792

(掲載された写真と文章内容とは関係ありません。)



多重債務で

お悩みの方に

中国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございます。多重債務問題は必ず解決できる問題です。悩まずに相談して下さい。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家に引継ぎを行っております。

#### 相談方法

まずお電話下さい。相談費用は必要ありません。

#### 連絡先

電話：082-222-119206  
 広島市中区上八丁堀6-30  
 広島合同庁舎4号館11階  
 中国財務局 財務広報相談室  
 多重債務相談員

#### 受付時間

月曜日～金曜日  
 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

9時～12時、13時～17時